



工作物石綿事前調査者講習の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第22条第1号及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第4項(令和2年厚生労働省令134号第2条及び附則第1条第3号、令和2年厚生労働省告示第276号)、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)に基づき、工作物石綿事前調査者講習を実施する機関として登録したので、同規程第18条に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	神奈川3
講習実施機関の氏名又は名称	建設業労働災害防止協会 神奈川支部
講習実施機関の住所	神奈川県横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館
代表者の職氏名	支部長 黒田 憲一
事務所の名称及び所在地	建設業労働災害防止協会 神奈川支部 神奈川県横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館
登録年月日	令和7年6月6日
有効期限	令和12年6月5日

令和7年6月12日

神奈川労働局長

